

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 5月17日

火 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

○選挙運動等に関する規程の一部改正

1

~~~~~  
告 示  
~~~~~

### 富山県選挙管理委員会告示第26号

選挙運動等に関する規程の一部改正について

選挙運動等に関する規程（平成 8 年富山県選挙管理委員会告示第72号）の一部を次のように改正する。

平成28年 5月17日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

第31条第 2 項各号列記以外の部分中「及び専ら手話通訳のために使用する者」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第 142条の 3 第 1 項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第 143条第 1 項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下、この項において「要約筆記」という。）のために使用する者」に改め、同項第 2 号中「及び専ら手話通訳のために使用する者」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者」に改める。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

